

# 開発・宅地造成関係手数料一覧

## 宅地造成等規制法関係

### (1) 宅地造成許可申請（法第8条）

切土又は盛土する土地の面積		申請手数料
500㎡ 以下の場合		12,000円
500㎡ を超え	1,000㎡ 以下	21,000円
1,000㎡ を超え	2,000㎡ 以下	31,000円
2,000㎡ を超え	5,000㎡ 以下	47,000円
5,000㎡ を超え	10,000㎡ 以下	67,000円
10,000㎡ を超え	20,000㎡ 以下	110,000円
20,000㎡ を超え	40,000㎡ 以下	170,000円
40,000㎡ を超え	70,000㎡ 以下	250,000円
70,000㎡ を超え	100,000㎡ 以下	340,000円
100,000㎡ を超える場合		420,000円

### (2) 宅地造成変更許可申請（法第12条）

変更許可申請1件につき、次に掲げる額の合計額

ただし、その額が420,000円を超えるときは、手数料額は420,000円とする。

(ア) 宅地造成に関する工事の計画の変更（（イ）のみに該当する場合を除く）については、切土又は盛土をする土地の面積（（イ）に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ、新規許可申請に規定する額に10分の1を乗じて得た額。

(イ) 新たな切土又は盛土の編入に係る宅地造成に関する工事の計画の変更については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ、新規許可申請に規定する額。

### (3) その他

手続名	申請手数料
宅地造成工事許可申請台帳記載証明書	300円

## 都市計画法関係

### (1) 開発許可申請（法第29条）

開発区域面積	申請手数料		
	自己の居住用	自己の業務用	その他
1,000㎡ 未満	8,600円	13,000円	86,000円
1,000㎡ 以上 3,000㎡ 未満	22,000円	30,000円	130,000円
3,000㎡ 以上 6,000㎡ 未満	43,000円	65,000円	190,000円
6,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満	86,000円	120,000円	260,000円
10,000㎡ 以上 30,000㎡ 未満	130,000円	200,000円	390,000円
30,000㎡ 以上 60,000㎡ 未満	170,000円	270,000円	510,000円
60,000㎡ 以上 100,000㎡ 未満	220,000円	340,000円	660,000円
100,000㎡ 以上	300,000円	480,000円	870,000円

### (2) 開発変更許可申請（法第35条の2）

変更許可申請1件につき、次の（ア）～（ウ）に掲げる額の合計額

ただし、その額が870,000円を超えるときは、手数料額は870,000円とする。

(ア) 開発行為に関する設計の変更（（イ）のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（（イ）に規定する変更を伴う場合にあつては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては、縮小後の開発区域の面積）に応じ、新規許可申請に規定する額の10分の1を乗じて得た額。

(イ) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、新規許可申請に規定する額。

(ウ) その他の変更については、10,000円とする。

### (3) 地位の特定承継承認申請（法第45条）

自己非自己の別及び開発区域面積	申請手数料
自己の居住用又は1ha未満の自己の業務用	1,700円
1ha以上の自己の業務用	2,700円
その他	17,000円

### (4) 市街化調整区域における建築許可申請（法第43条）

建築敷地面積	申請手数料
1,000㎡ 未満	6,900円
1,000㎡ 以上 3,000㎡ 未満	18,000円
3,000㎡ 以上 6,000㎡ 未満	39,000円
6,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満	69,000円
10,000㎡ 以上	97,000円

### (5) その他

手続名	申請手数料
建築物の特例許可申請（法第41条第2項ただし書）	46,000円
予定建築物以外の建築等許可申請（法第42条第1項ただし書）	26,000円
開発登録簿の写しの交付（法第47条）	470円